

平成 26 年度決算資料

平成 27 年 7 月
安芸市税務課

1. 市税等決算状況

(単位:円、%)

税目		予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	
							H26	H25
市民税		724,176,000	747,516,599	726,021,336	1,515,749	19,979,514	97.1	96.8
	個人	573,976,000	596,909,099	575,629,836	1,515,749	19,763,514	96.4	96.3
	現年	569,576,000	575,765,961	571,011,519	0	4,754,442	99.2	99.1
	滞繰	4,400,000	21,143,138	4,618,317	1,515,749	15,009,072	21.8	25.7
	法人	150,200,000	150,607,500	150,391,500	0	216,000	99.9	99.7
	現年	150,000,000	150,296,200	150,236,200	0	60,000	99.9	99.9
	滞繰	200,000	311,300	155,300	0	156,000	49.9	56.5
固定資産税		815,900,000	861,282,270	817,302,883	3,978,017	40,001,370	94.9	94.2
	純固定	800,000,000	845,379,170	801,399,783	3,978,017	40,001,370	94.8	94.1
	現年	788,000,000	798,215,900	788,268,990	0	9,946,910	98.8	98.5
	滞繰	12,000,000	47,163,270	13,130,793	3,978,017	30,054,460	27.8	21.6
	交付金	15,900,000	15,903,100	15,903,100	0	0	100.0	100.0
軽自動車税		57,500,000	62,507,612	57,282,753	433,500	4,791,359	91.6	91.3
	現年	56,500,000	57,693,500	56,596,726	0	1,096,774	98.1	98.0
	滞繰	1,000,000	4,814,112	686,027	433,500	3,694,585	14.3	18.1
たばこ税		165,000,000	165,397,465	165,397,465	0	0	100.0	100.0
	現年	165,000,000	165,397,465	165,397,465	0	0	100.0	100.0
一般会計		1,762,576,000	1,836,703,946	1,766,004,437	5,927,266	64,772,243	96.2	95.7
	現年	1,744,976,000	1,763,272,126	1,747,414,000	0	15,858,126	99.1	98.9
計	滞繰	17,600,000	73,431,820	18,590,437	5,927,266	48,914,117	25.3	22.9
国民健康保険税		678,893,000	813,452,885	680,814,257	10,460,155	122,178,473	83.7	82.1
	現年	647,293,000	678,814,400	650,257,476	4,700	28,552,224	95.8	95.3
	医一	423,593,000	443,960,042	424,623,154	3,900	19,332,988	95.6	95.3
	支一	120,000,000	123,624,618	118,444,144	800	5,179,674	95.8	95.3
	介一	62,000,000	66,719,876	63,116,923	0	3,602,953	94.6	93.9
	医退	26,800,000	28,149,858	27,869,219	0	280,639	99.0	98.2
	支退	7,700,000	7,831,982	7,762,043	0	69,939	99.1	98.2
	介退	7,200,000	8,528,024	8,441,993	0	86,031	99.0	98.1
	滞繰	31,600,000	134,638,485	30,556,781	10,455,455	93,626,249	22.7	22.4
	医一	21,000,000	98,447,251	20,964,758	8,364,833	69,117,660	21.3	21.2
	支一	5,300,000	17,969,308	5,122,688	845,493	12,001,127	28.5	29.2
	介一	3,500,000	14,185,235	3,351,095	958,406	9,875,734	23.6	21.9
	医退	1,200,000	2,867,002	721,595	216,790	1,928,617	25.2	21.9
	支退	300,000	568,096	202,266	31,893	333,937	35.6	29.9
	介退	300,000	601,593	194,379	38,040	369,174	32.3	26.1
市税等合計		2,441,469,000	2,650,156,831	2,446,818,694	16,387,421	186,950,716	92.3	91.5
	現年	2,392,269,000	2,442,086,526	2,397,671,476	4,700	44,410,350	98.2	97.9
	滞繰	49,200,000	208,070,305	49,147,218	16,382,721	142,540,366	23.6	22.5

固定資産税/交付金:国所有資産等所在市町村交付金 たばこ税:市町村たばこ税

2. 市税以外の税金からの収入状況

(単位:円)

科目	H25	H26	説明
自動車重量譲与税	70,453,000	67,610,000	自動車重量税の1/3が市区町村に譲与される。
地方揮発油譲与税	30,993,000	28,897,000	地方揮発油(道路)税の42/100が市町村に譲与される。
地方道路譲与税	0	0	
利子割交付金	5,350,000	4,735,000	利子課税(20%)の15%が交付される。
配当割交付金	6,042,000	11,549,000	配当課税のうち5%(H16.1.1～H23.12.31は3%)が都道府県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で交付される。
株式等譲渡所得割交付金	8,427,000	6,060,000	株式等譲渡所得課税のうち5%(H16.1.1～H23.12.31は3%)が都道府県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で交付される。
地方消費税交付金	165,727,000	203,621,000	消費税は国分4%と併せて地方分1%が徴収されており、地方分の1/2が都道府県に、残りの1/2が人口と従業者数の割合で交付される。
自動車取得税交付金	18,027,000	8,253,000	自動車取得税(3～5%都道府県税)の66.5%を市道の延長や面積に応じて交付。

3. 歳出その他

(単位:円)

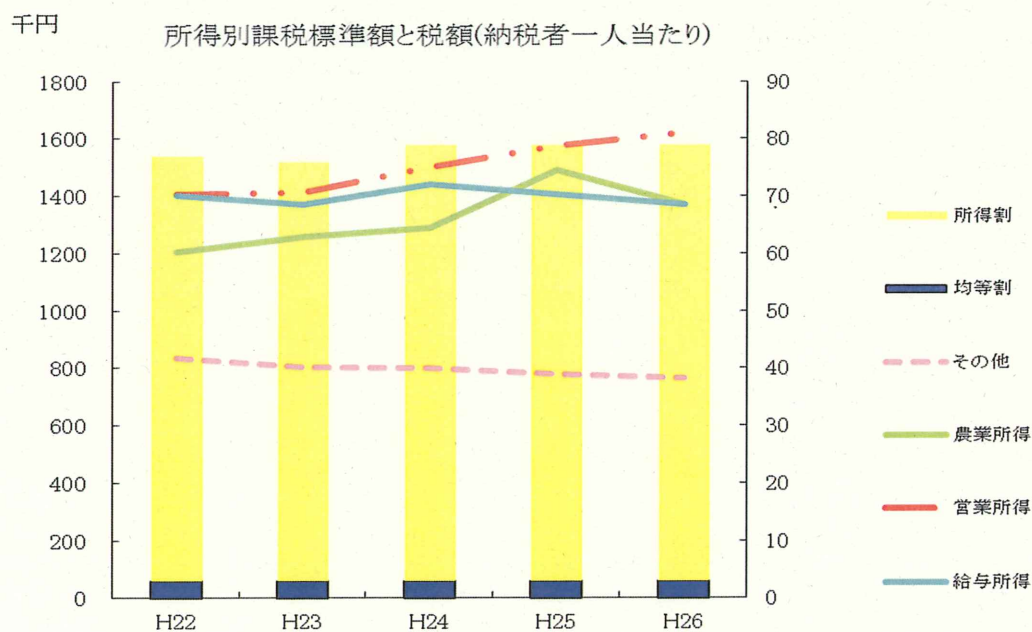
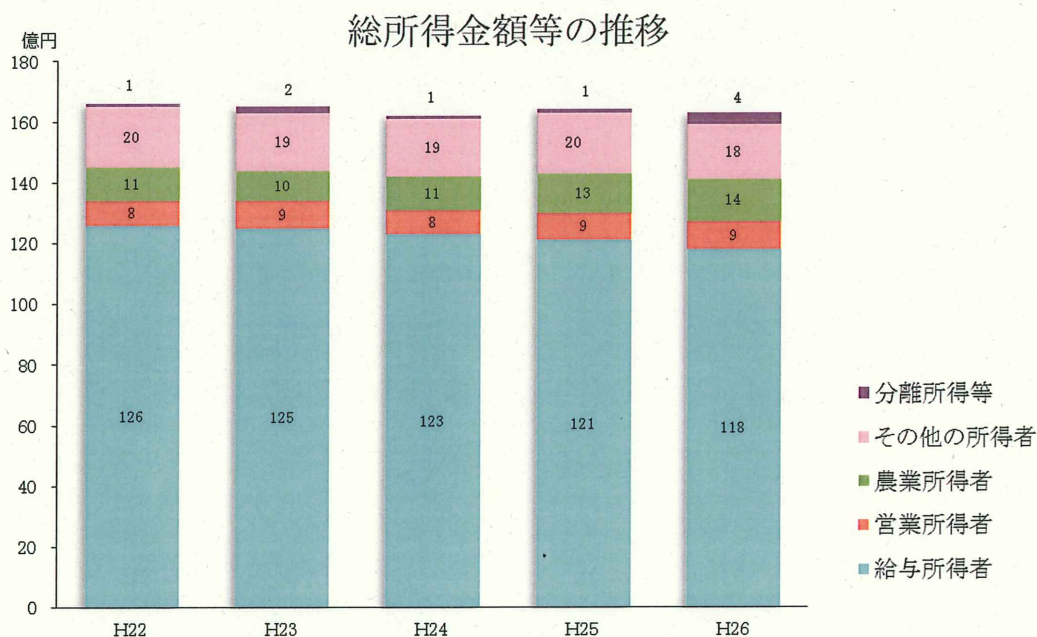
		H25	H26	備 考
税収	A	2,798,258,069	2,827,564,153	
市税		1,738,774,688	1,766,004,437	
個人県民税	B	388,088,448	380,745,459	
国保税		671,394,933	680,814,257	
賦課徴収費	C	116,133,976	107,826,141	
人件費		83,754,864	82,880,305	
基本給		48,212,134	47,507,615	
諸手当		21,333,916	21,345,947	
うち超過勤務手当		2,142,025	2,230,828	
共済費		13,517,814	14,026,743	
物件費		24,793,355	14,866,749	
旅費		69,000	12,000	
需用費		6,096,641	6,801,627	納税通知、督促ほか
役務費		6,037,699	6,588,888	郵送料、調査手数料ほか
委託料		12,379,500	513,540	
使用料		179,540	944,094	
その他		30,975	6,600	
負担金等		680,657	678,657	軽自動車税運営協議会負担金ほか
貸付金		202,000	202,000	つり銭
歳出還付金		6,703,100	9,198,430	所得更正・国保資格喪失による還付金等
県税取扱費	D	26,271,365	26,798,475	
賦課徴収費(市税分) E=C-D		89,171,611	80,452,266	
税収費	C/A	4.15%	3.81%	
	E/(A-B)	3.73%	3.31%	
税務職員数		16	15	資産税賦課4、その他賦課5、徴収5、課長1

4. 課税状況

(1) 個人市民税

課税標準額は、営業、分離所得は増加、他の所得は減少した。納税義務者数は農業、分離所得者以外は昨年度より減少している。

区 分	課 税 標 準 額 (百 万 円)			所 得 割 納 税 義 務 者 (人)		
	H25	H26	増 減	H25	H26	増 減
給 与 所 得	7,146	6,899	▲ 247	5,082	5,029	▲ 53
営 業 所 得	515	530	15	327	327	0
農 業 所 得	725	704	▲ 21	487	514	27
そ の 他	985	913	▲ 72	1,265	1,195	▲ 70
分 離 所 得	112	370	258	19	43	24
計	9,483	9,416	▲ 67	7,180	7,108	▲ 72



課税の状況

区 分		課 税 金 額 (千円)			納 税 義 務 者 (人)		
		H 25	H 26	増 減	H 25	H 26	増 減
現 年 度 分	決 定 年 税 額	576,766	567,483	▲ 9,283	8,429	8,313	▲ 116
	内 訳 均 等 割	25,287	29,095	3,808	1,188	1,202	14
	所 得 割	551,479	538,388	▲ 13,091	7,241	7,111	▲ 130
過 年 度 分	決 定 年 税 額	1,943	1,861	▲ 82	118	96	▲ 22
	内 訳 均 等 割	45	45	0	15	15	0
	所 得 割	1,898	1,816	▲ 82	113	89	▲ 24
合 計		578,709	569,344	▲ 9,365	8,547	8,409	▲ 138
会計年度調整(特別徴収4・5月分)		411	1,037	626			
分 離 課 税 分(退職所得)		8,752	5,385	▲ 3,367			
調 定 現 額		587,872	575,766	▲ 12,106	8,547	8,409	▲ 138

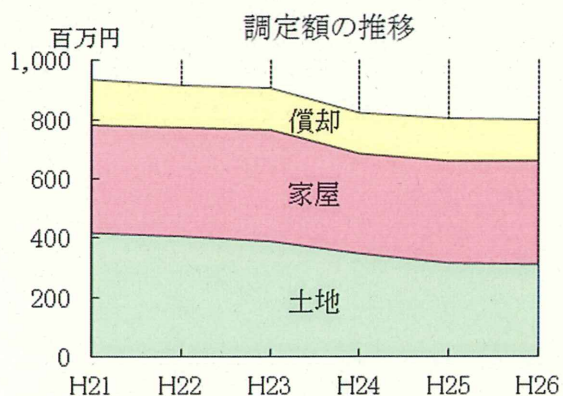
(2) 法人市民税

法人	資本金	従業員	法人数(人)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)
1号	1千万円以下	50人以下	259	15,625	12,177
2号	1千万円以下	50人超	1	906	2,552
3号	1億～1千万円	50人以下	63	10,127	10,331
4号	1億～1千万円	50人超	6	990	3,402
5号	10億～1億円	50人以下	18	3,228	29,314
6号	10億～1億円	50人超	1	0	0
7号	10億円超	50人以下	33	15,724	29,507
8号	50億～10億円	50人超	1	2,100	2,633
9号	50億円超	50人超	2	9,000	2,680
計			384	57,700	92,596

法人市民税計 150,296,200円

(3) 固定資産税

地価下落に伴う土地評価額の下落修正を行ったため、前年度と比較して土地の調定額は約 500 万円の減であった。家屋は新增築分の約 450 万円の増、償却資産は、新たに投資を行う事業所も少なかったことから約 450 万円の減となった。

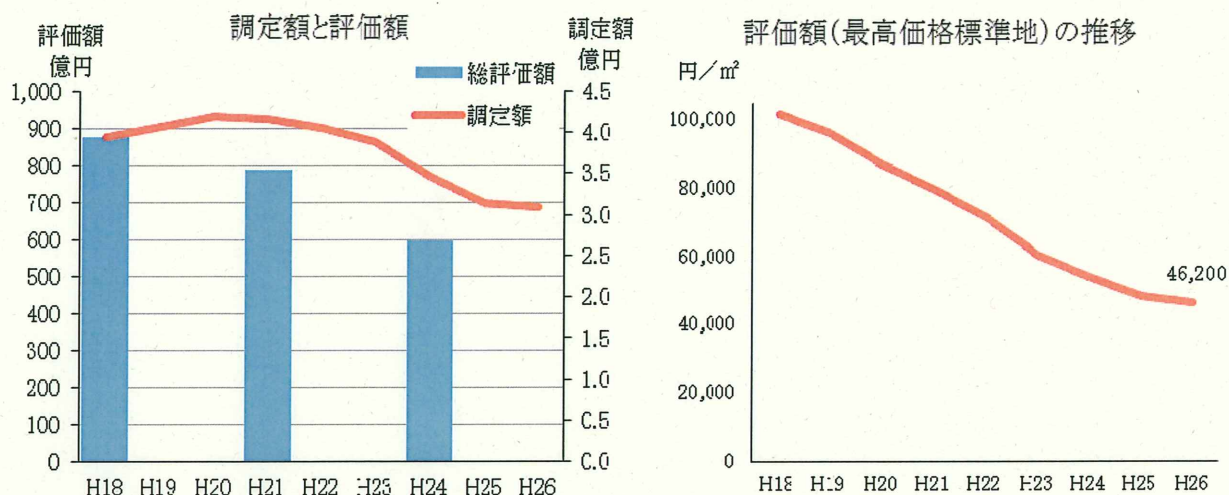


(単位: 千円)

年度	土地	家屋	償却	調定計
H26	309,370	349,675	139,171	798,216
H25	314,342	345,109	143,628	803,079
H24	346,717	337,672	137,677	822,066
H23	388,006	376,813	141,231	906,050
H22	405,237	367,978	142,454	915,669
H21	416,344	365,042	153,643	935,029

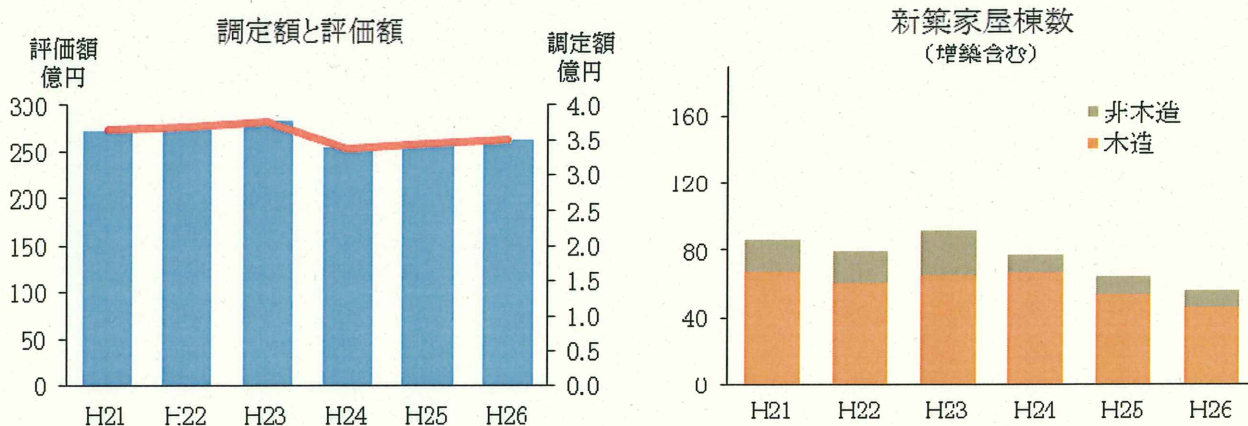
◆ 土地

平成24年度の評価替え以降も、地価の下落に伴い、評価額も下方修正した結果、課税額も減少。

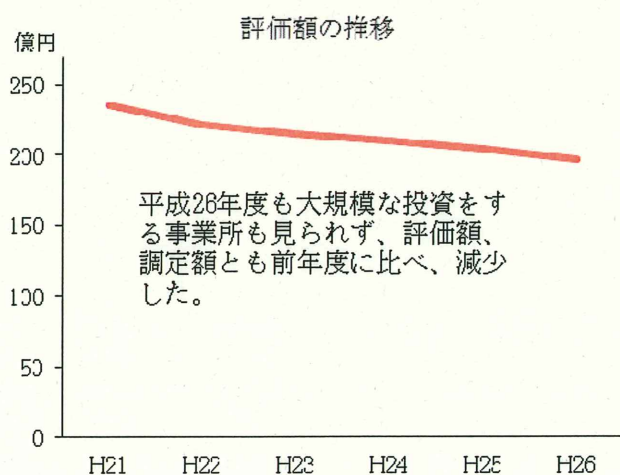


◆ 家屋

新增築棟数は、23年度を除き、18年度以降減少傾向にある。未評価家屋対策として、登記異動時における課税台帳との突合や、新築調査時の機会を利用した現地調査の実施、既存家屋の再確認を行っている。新增築、取壊しなどの捕捉漏れ是正にも努めている。



◆ 償却資産



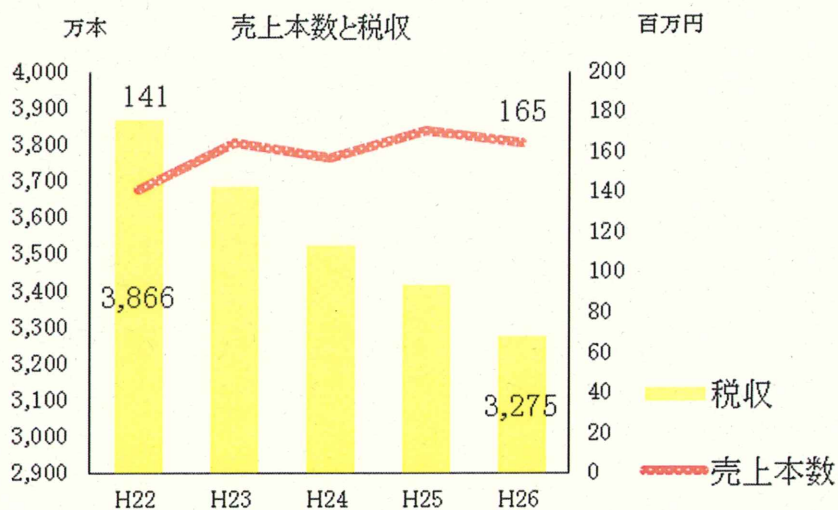
(4) 軽自動車税

平成 22 年度から引き続き、課税台数については軽 4 乗用(自)が大きく増加、軽 4 貨物(自)・原付などは減少しているが、全体としては増加している。不況の影響が長引き、経済的な軽自動車へ乗り換えている傾向が見られている。

区 分	税 額 (円)	課 税 数 (台)			課 税 金 額 (千円)		
		H 25	H 26	増 減	H 25	H 26	増 減
原付50cc	1,000	2,022	1,946	▲ 76	2,022	1,946	▲ 76
原付90cc	1,200	273	248	▲ 25	328	297	▲ 31
原付125cc	1,600	146	156	10	233	249	16
ミニカー	2,500	18	16	▲ 2	45	40	▲ 5
軽2輪	2,400	202	212	10	485	508	23
三輪車	3,100	2	2	0	6	6	0
軽4乗用(営)	5,500	0	2	2	0	11	11
軽4乗用(自)	7,200	4,819	4,927	108	34,697	35,474	777
軽4貨物(営)	3,000	44	45	1	132	135	3
軽4貨物(自)	4,000	4,038	4,012	▲ 26	16,152	16,048	▲ 104
農耕	1,600	1,146	1,127	▲ 19	1,834	1,803	▲ 31
特殊	4,700	45	46	1	211	216	5
自動2輪	4,000	240	240	0	960	960	0
計		12,995	12,979	▲ 16	57,105	57,693	588

(5) 市町村たばこ税

たばこ販売本数は、昨年度より約 4.2%減少、税収は約 3.5%減少した。



(6) 国民健康保険税

税率	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	7.2% (7.0%)	35.0% (35.0%)	25,000 円 (21,500 円)	27,000 円 (26,500 円)	51 万円 (51 万円)
支援金分	2.3% (2.3%)	10.0% (10.0%)	5,800 円 (5,800 円)	5,600 円 (5,600 円)	16 万円 (14 万円)
介護分	2.4% (1.9%)	7.0% (7.0%)	9,000 円 (7,600 円)	6,000 円 (5,200 円)	14 万円 (12 万円)

() 内は前年度税率

市全体の人口減に伴い、国保被保険者数(▲253 人)、世帯数(▲69 世帯)が減少。世帯数・所得は減少しているが、課税額は増加している。

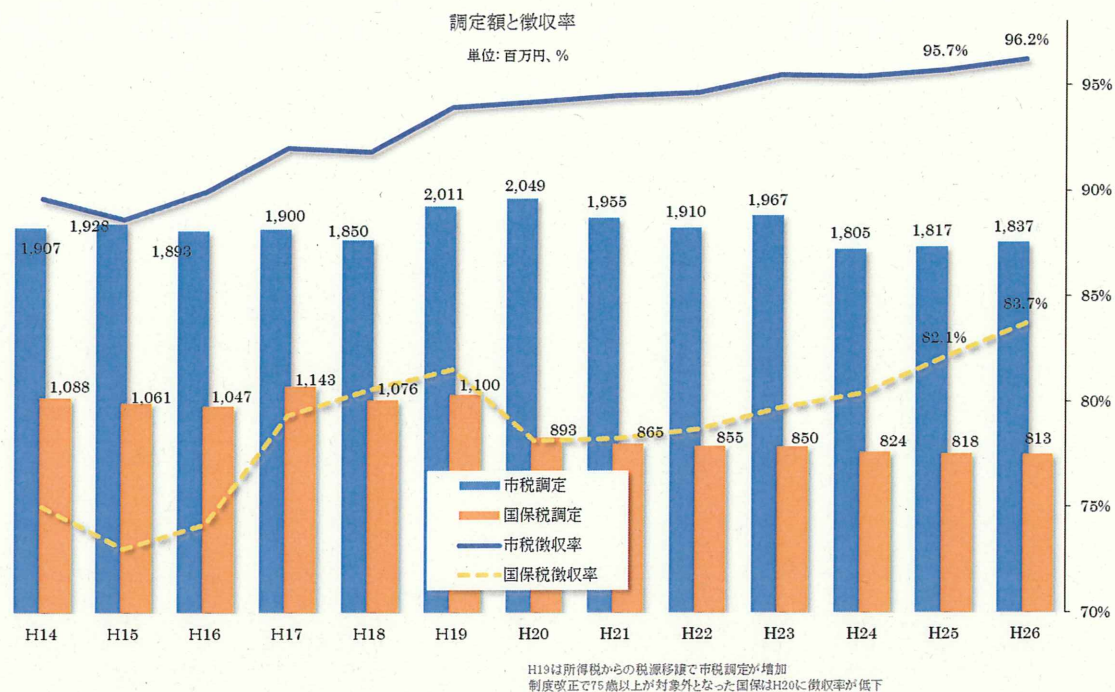
低所得者にかかる軽減額(2・5・7割軽減)は軽減判定所得の改正により 18%増加した。

区 分			H 25 世 帯 数		H 26 世 帯 数		増 減 世 帯 数		
医 療	現 年 分	課 税 年 税 額	465,560	4,356	470,172	4,287	4,612	▲ 69	
		内 訳	一 般	437,765	4,173	442,134	4,103	4,369	▲ 70
			退 職	27,795	183	28,038	184	243	1
		過年度分年税額	2,748	1,938	▲ 810				
支 援 金	現 年 分	課 税 年 税 額	133,744	4,356	130,901	4,287	▲ 2,843	▲ 69	
		内 訳	一 般	125,684	4,173	123,101	4,103	▲ 2,583	▲ 70
			退 職	8,060	183	7,800	184	▲ 260	1
		過年度分年税額	783	555	▲ 228				
介 護	現 年 分	課 税 年 税 額	65,994	2,551	74,893	2,472	8,899	▲ 79	
		内 訳	一 般	58,400	2,226	66,394	2,164	7,994	▲ 62
			退 職	7,594	325	8,499	308	905	▲ 17
		過年度分年税額	592	355	▲ 237				
決定年税額の合計			669,421		678,814		9,393		

※退職(被保険者)…国保被保険者のうち、退職して年金を受けている 64 歳以下の方など

職場などの社会保険が出し合う拠出金によって、市の負担分については補助が受けられる

5. 収納状況



国保税も含めた収納率は 92.3%で昨年度から 0.8 ポイント上昇した。市税収納率の現年度分は 99.1%と 0.2 ポイント増加、滞繰分は 25.3%と 2.4 ポイント増加し、市税全体の収納率は 96.2%と 0.5 ポイント上昇した。国保税の現年度分は、目標の 94.7%をクリアし 95.8%で、昨年度より 0.5 ポイント増加、滞繰分も 22.7%と 0.3 ポイント増加し、国保税全体の収納率は 83.7%と 1.6 ポイントの増加となった。

(1) 督促

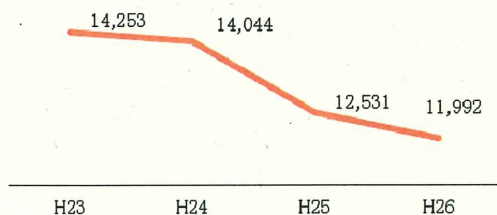
督促状発送数

(単位: 件)

税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
個人市民税	2	5	422	2	388	0	352	0	2	358	9	4	1,544
〃 (特徴)	27	31	55	53	43	41	34	48	41	33	32	33	471
法人市民税	0	3	3	1	4	3	0	3	0	0	8	0	25
軽自動車税	1,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,430
固定資産税	888	0	7	858	0	901	4	0	730	0	1	2	3,391
国保税	7	12	5	697	712	695	647	600	640	574	527	15	5,131
計	2,354	51	492	1,611	1,147	1,640	1,037	651	1,413	965	577	54	11,992

※軽自動車税は車両ごとに督促

昨年度と比べ督促数は約 500 件減少した。ハガキによる口座振替の申し込み等、納期内納付率の向上させる取り組みの効果が現れている。



(2) 滞納処分

差押

(件数)

財産調査は、件数よりもひとつの調査で得られる情報から新たな調査に発展させるなど質を重要視し、差押から自主納付に導いて完納に至ることを目指した。

検索は6件。

差押債権	市税	国保税	計	前年比
預貯金	53	37	66	▲ 67
給料・年金	28	16	34	24
生命保険	28	24	37	16
各種還付金	8	10	15	▲ 8
不動産	0	0	0	▲ 1
出資金	0	0	0	0
動産	25	25	25	12
その他	31	28	32	9
合計			209	▲ 15

交付要求（強制換価手続に参加して配当を受けようとする。）

滞納税額合計 75,930 円にかかる 2 件について交付要求した。（自らの差押への交付要求は除く）

処分の停止（処分可能財産がないとき等、滞納処分の失効を停止できる。）

滞納者が職権消除されるなど徴収できないことが明らかな場合の即時消滅など 21 件を停止した。

(3) 不納欠損処分

- ・滞納処分の停止が3年間続くと徴収権が消滅する(法 15 の7④)、
- ・徴収できないことが明らかな場合は即時消滅できる(法 15 の7⑤)
- ・5年間徴収権を行使しないと時効により消滅(地方税法 18①)

これらを表示する決算上の処分を不納欠損という。

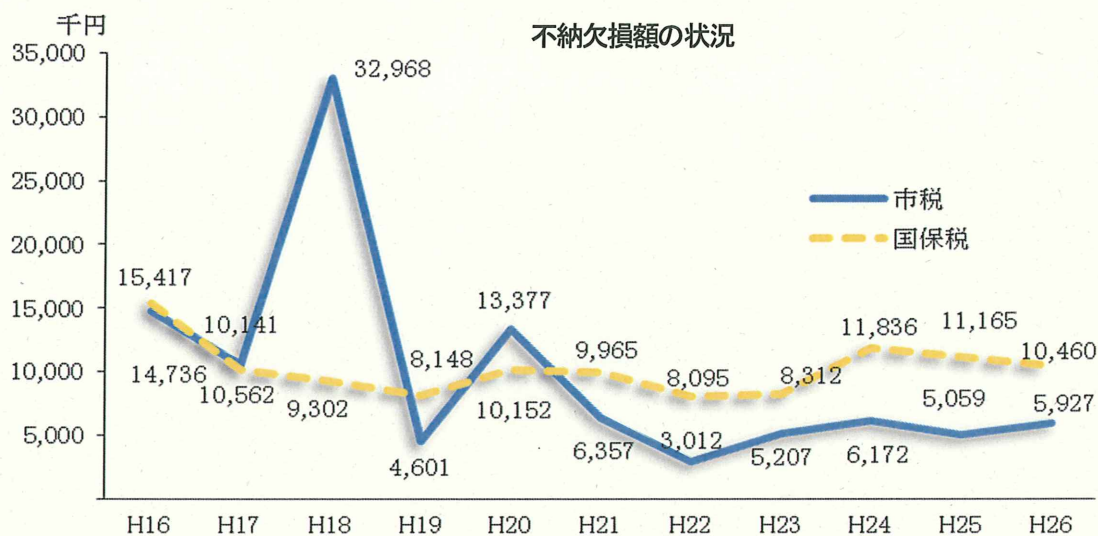
税 目	処分停止後3年			即時欠損			時効欠損			計			前年度計	比較
	件	人	円	件	人	円	件	人	円	件	人	円		
個人市民税	31	7	137,584	24	3	108,885	155	37	1,269,280	210	47	1,515,749	1,628,188	-6.9%
法人市民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産税	69	4	894,985	0	0	0	225	54	3,083,032	294	58	3,978,017	2,836,214	+40.3%
軽自動車税	14	8	53,800	4	2	24,200	87	52	355,500	105	62	433,500	594,755	-27.1%
計	114	19	1,086,369	28	5	133,085	467	143	4,707,812	609	167	5,927,266	5,059,157	+17.2%
国 保 税	302	19	2,326,303	121	3	689,286	741	84	7,444,566	1,164	106	10,460,155	11,165,328	-6.3%
合 計	416	38	3,412,672	149	8	822,371	1,208	227	12,152,378	1,773	273	16,387,421	16,224,485	+1.0%

※件数は期別毎にカウント

不納欠損総額は、昨年度から 1.0% 増となった。そのうち、法に基づく欠損処理である執行停止 3 年経過による欠損と即時欠損の合計額は約 420 万円で、不納欠損総額全体に占める割合は 25.8% となった。

欠損のなかには、執行停止しているにもかかわらず、5 年時効により欠損処理したものが約 600 万円あり、これは時効欠損全体の約 49.2% となっているため、真に資力がないと確認できた案件などは、停止判断のスピードを上げて対応する必要がある。

今後も、徹底した調査に基づく執行停止判断を迅速・的確に行い、時効完成による欠損が無くなるよう努めていく。



(4) 収納未済

滞納者数は年々減り続けており、1,061 人となった。昨年度と比較し 46 人の減となっている。累積滞納額を減少させるため、新たな滞納者・滞納繰越額を増やさないよう努めており、その結果、平成 27 年度滞納繰越調定額は、約 2,000 万円の圧縮となった。

不納欠損危惧者を中心に財産調査(所内調査以外で預金 513 件、給与・年金 179 件、生命保険 743 件、売掛金その他 396 件の合計 1,831 件、昨年度比 ▲110 件)を実施し、これに基づき滞納処分を行った。

財産を発見し次第、滞納処分に早期着手することに努め、納税意識の向上につなげる体制をより一層強化していく必要がある。また、滞納処分可能な財産が発見できず停滞しているものについては、法に基づく処分停止等により累積滞納額を圧縮することが引き続き重要課題の一つである。

